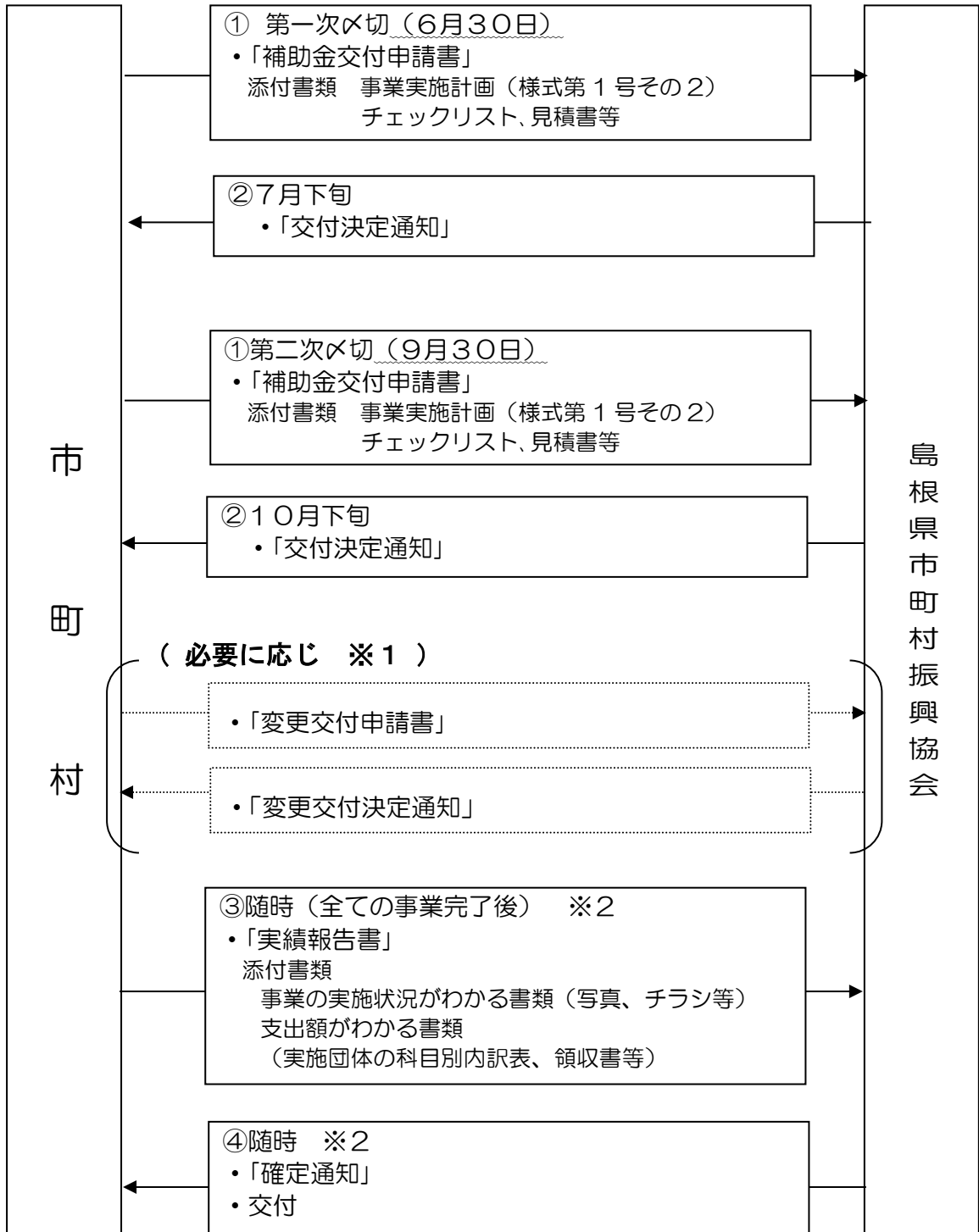


令和8年度 協働のまちづくり事業助成金 フロー図

R8.3 島根県市町村振興協会



※1 変更申請が必要な場合 (要綱第8条)

- ① 事業の追加や事業毎の助成金を増額する場合
- ② 事業の目的や事業の主要部分 (助成対象事業費の30%以上) を変更する場合 (判断に迷った場合はご相談ください)
- ③ 事業が期間内に完了することができずと見込まれる場合
- ④ 事業の中止

※2 年度末のスケジュールについては、2月下旬頃にお知らせします。